

「辺野古米軍基地建設のための埋立ての賛否を問う県民投票条例」に反対し、一日も早い普天間飛行場の危険性の除去及び閉鎖・返還を求める意見書

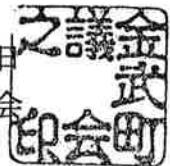
去る10月31日に沖縄県は、「辺野古米軍基地建設のための埋立ての賛否を問う県民投票条例」（以下、「県民投票条例」）を公布した。県民投票条例を審査した沖縄県議会においては、賛否以外の選択肢を持つ修正案も提出されたが、認めてもらはず、全会一致とならず県民の総意に反する結果となっている。

去る沖縄県知事選挙においても県民の意志は集約されており、選挙戦の結果を誇示し追い打ちの様相が色濃く不穏である。このことは玉城康裕県知事自ら「県民が選挙で明確な結果を示した辺野古移設反対の民意」と述べているにもかかわらず、再度、民意を問うことに対し5億5,000万円の県民の税金をかけて行なうことは理解しがたい。県民には多種多様な意見がある為、住民感情等煽り県民を二分する可能性があり、看過できない。

また、県民投票条例は第1条の目的から第14条の委任で構成されているが、普天間飛行場問題の原点である危険性の除去や騒音問題等が置き去りにされ、県民の総意を示すものではない。

よって、金武町議会は「辺野古米軍基地建設のための埋立ての賛否を問う県民投票条例」に反対し、一日も早い普天間飛行場の危険性の除去及び閉鎖・返還を強く要請し、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年12月19日
金武町議会



あて先 沖縄県知事

可決

平成30年12月19日
金武町議会議長 嘉数義光

